

定 款

2025年 6 月 25 日

株式会社 JVCケンウッド

株式会社JVCケンウッド定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、「株式会社JVCケンウッド」と称し、英文では、「JVCKENWOOD Corporation」と表記する。

(企業理念)

第 2 条 当社は、「感動と安心を世界の人々へ (Creating excitement and peace of mind for the people of the world)」を企業理念として定める。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。
 - (1) 音響機器、映像機器、情報・通信機器その他電子・電気機械器具、楽器の製造販売、設置工事それらの部品の製造、販売並びに賃貸
 - (2) 音・映像・データ等記録済媒体の制作、製造並びに販売
 - (3) 自動車用電装品並びにその他の自動車部品及び自動車用品の製造販売、修理
 - (4) 電気・電子機械器具の製造販売及び賃貸
 - (5) レコード、音楽テープ、楽器の製造販売及び輸入販売
 - (6) 医療用機械器具の製造並びに販売、修理
 - (7) 音・映像・データ等記録再生媒体の製造並びに販売
 - (8) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、制作、開発、販売並びに賃貸
 - (9) 情報・通信サービスの提供
 - (10) 航空機用機器の製造販売修理及び輸出入
 - (11) 工業所有権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、管理、実施許諾並びに使用許諾
 - (12) 家具及び木工品の製造並びに販売
 - (13) 通信販売業務
 - (14) 歌手、演奏家等の実演家の養成及び各種イベントの企画、立案並びに実施
 - (15) 前各号の製品並びに建築物及び内装に関する工事の設計、施工、監理
 - (16) 前各号に付帯又は関連する物品の製造販売及び輸出入
 - (17) 損害保険代理業
 - (18) 生命保険募集に関する業務
 - (19) 旅行業
 - (20) 出版業及び印刷業
 - (21) 広告の企画・制作
 - (22) 貨物運送取扱業及び倉庫業
 - (23) 警備及びビルメンテナンス業
 - (24) 文書類の配送及び配達業務の請負
 - (25) 労働者派遣事業
 - (26) 関係会社への融資及び経営コンサルティング
 - (27) 不動産の賃貸借、売買、仲介及び管理
- 2 前項に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 4 条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 6 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会は、本店の所在地、東京都内又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会、監査等委員会並びに執行役員

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、12 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び取締役会長)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長 1 名を定めることができる。ただし、第32条第 2 項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。

(常勤の監査等委員)

第 23 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第 32 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって、会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。ただし、会長執行役員については、第22条第2項に基づき取締役会長を定めたときは、この限りではない。

3 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員会規程による。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

第 6 章 雑 則

(記名式社債の社債原簿管理人)

第 37 条 当会社は、記名式社債につき社債原簿管理人を置くことができる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上

2008年 5 月12日 作成

2008年10月 1 日 施行

2009年 1 月 5 日 株券電子化にともない変更

2009年 6 月24日 変更

2010年 1 月 6 日 変更

2010年 6 月24日 変更

2010年 8 月 2 日 変更

2011年 6 月24日 変更

2011年 8 月 1 日 変更

2019年 6 月20日 変更

2022年 6 月24日 変更

2023年 6 月23日 変更

2025年 6 月25日 変更

JVCKENWOOD